平成２９年（フ）第３２５号
大分県別府市秋葉町８番10号　ローレンスビレッジⅢ205号、住民票上の住所大分県別府市秋葉町８番10号　菊水マンション
債務者　森　　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
宮崎県日南市大字西弁分675番地１
債務者　小玉　美咲
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第４７７号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘１丁目16番14号
債務者　有村香奈江
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市東坂元３丁目17番12号
債務者　三浦　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
宮城県栗原市鶯沢南郷宿川原21番地５
債務者　長谷部　悟
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福井県小浜市福谷第17号６番地の８　フォーブルＯＴⅡ202、前住所福井県小浜市後瀬町２番３－406号
債務者　小西　寿吉
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２７７号
兵庫県伊丹市下河原１丁目11番10－203号、前住所大阪市大正区鶴町２丁目12番２－401号
債務者　岩本　智佳
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
兵庫県豊岡市出石町町分70番地の２　ドリームハイツＡ202
債務者　井上　理絵
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
兵庫県朝来市和田山町寺内792番地９
債務者　森元さゆり
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
広島県江田島市能美町高田3649番地８
債務者　陣森喜代子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３３４号
大分市三佐２丁目５番11－１号
債務者　柴田祥太郎
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
福島県郡山市安積町長久保２丁目２番地の25　ガーデンヒルズ201号
債務者　古川　泰弘
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
福島県郡山市並木３丁目６番地の12　松澤ビル303号
債務者　松澤　初江
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９１２号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番５－307号
債務者　福田　結加
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２６号
神戸市中央区北野町３丁目13番２号　淡島マンションヨン101号
債務者　松森まゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
山口県周南市西松原１丁目２番22号、住民票上の住所山口県岩国市麻里布町４丁目12番23号
債務者　田中　和豊
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所周南支部